



▲中国・上海に子会社を持つ日本企業は多い

タックス
ハイブン

税制に改正要望続出

中国減税で現地法人あたふた

経済のボーダーレス化が進むなか、世界中でタックスハイブン(租税回避地)を利用した租税回避が問題となっている。わが国も外国子会社合算税制、いわゆるタックスハイブン税制を設けて規制に取り組んでいるところ。しかしいま、中国や韓国などの近隣諸国に外国子会社を持つ日本企業の間で、このタックスハイブン税制が頭痛のタネとなっているという。

タックスハイブン税制とは、法人実効税率の低い国にある子会社を利用した租税回避を規制する租税特別措置(昭和53年導入)。こうした外国子会社が利益を内部留保した場合、留保利益のうち親会社の持ち分に相当する額は親会社の所得と見なされ日本で課税される。「タックスハイブン」とされるのは、法人税の実効税率(トリガー税率)が25%以下の国や地域だ。

現在、トリガー税率が25%以下に定められている根拠は、この税制が制定された当時の日本の法人実効税率が約50%だったことから、その「半分」とされたもの。その後、日本の法人実効税率は約40%に低下。また世界的にも法人実効税率は引下げ傾向にあり、平成20年1月には中国で法人実効税率が25%に引き

下げられた。「税率引下げ」というと聞こえはいいが、これによりタックスハイブン税制の適用対象となってしまったため、中国に子会社を持つ日本の法人から悲鳴が起きている。

また、お隣の韓国でも24.2%にまで引き下げられており、日本法人が子会社を設置することが多い国々が軒並み「25%以下」とされたことで、すでにこれらの国々に子会社を置いている日本法人は、突然タックスハイブン税制の対象になってしまおうというシビリアな現実と直面しているわけだ。

これに対して経済界は猛反発。さきごろ公募された経済産業省の税制改正要望では、日本経済団体連合会(経団連)や日本商工会議所、日本貿易会などが「タックスハイブン税制のトリガー税率を15〜20%に」とする要望書を提出した。

また、経団連は第4回政府税制調査会にも召喚され、「本来タックスハイブン諸国にペーパーカンパニーを設置するような会社に適用されるべきものが、海外での法人税率の引下げのなかで、中国や韓国にある会社などにも適用されるなど不都合が生じている」と主張。

現在鳩山内閣では、「租税特別措置法プロジェクトチーム(租特PT)」を設置し、租特見直しに全力を挙げて取り組んでいるところだが、タックスハイブン税制に関する各方面からの要望にどう対応するのか、今後の論議に注目が集まる。